

令和7年度体育施設使用団体 登録説明資料



北谷町イメージキャラクター「ちーたん」

北谷町教育委員会

教育部 社会教育課 社会体育係

～ 目次 ～

1. 令和7年度体育施設使用団体登録について(P1)
2. 学校体育施設の使用方法について(P2～3)
3. 北谷町営体育施設等の使用方法について(P4)
4. スポーツ安全保険について(P5)
5. AEDの使用方法について(P5～11)
6. その他関連資料(関係規則、登録様式等資料)

1. 令和7年度体育施設使用団体登録について

1 体育施設使用団体登録の目的

北谷町民にスポーツとレクリエーション活動を行う場を提供することで、健康で文化的な生活を育み、社会体育の振興を図る。

2 登録の条件

- (1)北谷町内に在住、在勤若しくは在学する者が10人以上で構成するスポーツ団体であること。
- (2)スポーツ安全保険に加入している団体であること。(団員全員加入していること。)

3 登録に必要な書類

- (1)体育施設使用団体登録申請書
- (2)体育施設使用団体名簿(会員名簿)
- (3)団体会則
- (4)スポーツ安全保険に加入していることが分かる書類(次の①②のいずれか)
 - ①スポーツ安全保険団入金済加入者一覧
 - ②スポーツ安全保険団体員名簿及び領収書(またはレシート)

※以上の書類は団体でも、控えを保管して下さい。

4 登録の受付期間と提出先

- (1)受付期間:令和7年3月3日～
※平日の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)
- (2)提出先:北谷町教育委員会 社会教育課 社会体育係(TEL 982-7707 FAX 936-3491)

※7日前までに使用申請が必要なため3月中に4月以降の申請を受け付けておりますが、**使用期日までに登録完了していない場合は使用できません**。また、提出書類の漏れ等不備が無いよう御注意ください。

※北谷町営体育施設の使用については、登録を済ませないと体育施設使用の優先や使用料減免の措置がありません。

5 登録の内容変更について

体育施設使用団体登録申請書提出後、代表者やその他内容変更が生じた場合は、速やかに社会教育課へ連絡してください。

2. 学校体育施設の使用方法について

1 学校体育施設の使用申請について

- (1) 使用申請(受付窓口): 北谷町教育委員会 社会教育課 社会体育係
- (2) 受付期間 体育館: 使用する前月の10日から20日まで
運動場: 使用する前々月の24日から前月20日まで
- (3) 使用料の支払い: 北谷町役場銀行窓口で前納して下さい。
- (4) 使用許可日程の確認: 1ヶ月単位で日程調整を行います。確認は受付窓口でお願いします。
なお、受付期間以降の申請については、上記の日程調整後の空き状況に応じて受け付けることになります。

2 学校体育施設概要

施設	学校名	使用できるスポーツ	使用できない日	窓口
体育館	北谷町立小中学校	体育館を損傷させる恐れがないスポーツ(フットサル等×)	12月29日から翌年1月3日まで(その他学校行事等が入る場合)	北谷町教育委員会 社会教育課 社会体育係 TEL:982-7707
	濱川小学校	ソフトボール		
運動場	北谷中学校 桑江中学校	野球、ソフトボール、サッカー等		

※北谷小学校、北玉小学校、北谷第二小学校の運動場については、照明設備がないため夜間の開放はしていません。

※北谷中学校運動場は仮設校舎撤去や設備の点検等を行います。使用の目途が立ち次第、お知らせします。

また、正門付近の工事のため、正門側からの入場はできません。(通行ルート別紙参照)

3 使用時間

施設	平日	休業日
体育館	午後8時から午後10時	午前9時から午後10時
運動場		

※休業日の午後8時以前の使用については、部活動等との重複が想定されるため学校と調整が必要となります。学校と調整のうえ、社会教育課へ連絡ください。

4 使用料

施設	施設使用料	電気使用料	
		最初の2時間以内	延長1時間当たり
体育館	免除	1,000円	500円
運動場		2,000円	1,000円

5 学校体育施設使用条件

学校体育施設開放事業は、身近に利用できる学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。学校行事が最優先なため、学校体育施設を使用できない場合があります。

※使用条件が守られない場合、以後の使用をお断りすることがあります。

- (1) 北谷町教育委員会の登録団体であること(※新規の人は、追加登録を行い、スポーツ安全保険に加入して下さい。)
- (2) 学校施設内は、原則、飲食禁止となっております。(スポーツ活動による水分補給を除く。)
- (3) ごみは必ず持ち帰り、飲食についても控えること。
- (4) 学校周辺での路上駐車を行わないこと。
- (5) 水浴び等風紀を乱すような行いは謹むこと。
- (6) 午後8時以降の利用者は18歳以上(高校生は除く。)とし、18歳未満の者及び18歳以上の高校生の使用・帯同は原則禁止です。
- (7) 団体の理由により使用することが出来なくなった場合は受付窓口若しくは学校警備員に必ず連絡すること。

6 注意事項

- (1) 使用前には、社会教育課発行の許可書を必ず持参し、警備員へ提示してください。
- (2) 使用開始・終了時間は厳守してください。なお、終了時間15分前からは、使用後の片付け(グラウンド整備・体育館のモップ掛け、戸締まりなど)をし、ゴミは持ち帰るようにしてください。
- (3) 施設及び施設に付随する物品の破損若しくは、それらに関する人身及び物品等の事故については代表者の責任となります。
- (4) 消耗品(ネット・ボール等)は各団体で用意して下さい。
- (5) 許可書発行後において、学校行事優先のため施設を使用出来ない場合があります。その場合は、支払った使用料は還付するか又は翌月以降に使用日の振替を行います。
- (6) 体育館のバスケットリングはダンクシュート禁止です。
- (7) 移動した設備や学校備品(バスケットリングやサッカーゴール等)は元の位置に戻して下さい。

7 使用取消しについて

使用を取消したい場合は、学校体育施設使用取消申請書(第4号様式)を使用日前日までに社会教育課へ提出すること。

8 使用料の還付について

以下の場合に、学校体育施設使用料還付申請書(第6号様式)を提出することで、使用料の還付ができます。

- (1) 使用者の責任によらない理由により、使用することができなくなった場合
- (2) 使用日前日までに学校体育施設使用取消申請書を提出し、承認された場合

9 感染症等に係る事業停止について

本町教育委員会の方針としては、学校教育に支障がでないよう、施設を管理している学校長の許可を得られることを基本としているため、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症による感染拡大があった場合、状況によっては事業を停止する場合がございます。予め御了承ください。

3. 北谷町営体育施設等の使用方法について

(1)使用申請(受付窓口):下記の表のとおり

(2)受付期間:使用する前月の10日~20日

(3)使用期間

ア 北谷町営体育施設:月曜日~日曜日 午前9時から午後10時(日曜のみナイターなし)

イ 有料公園施設:火曜日~日曜日 午前9時から午後10時

ウ 施設を使用できない期間:令和7年12月28日(日)~令和8年1月3日(土)

(4)使用料の支払い:各施設受付窓口で【使用前までに全納】して下さい。

(5)使用許可日程の確認:1ヶ月単位で日程調整を行います。確認は各施設受付窓口でお願いします。

(6)北谷地域振興センターAED設置個所について

①北谷地域振興センター事務所内 ②屋内運動場(北谷ドーム) ③北谷公園陸上競技場 ④野球場

施設概要

区分	公園名	施設名	主な使用種目	使用許可申請の受付窓口
北谷町営体育施設		上勢屋外運動場	グラウンドゴルフ等軽スポーツ	上勢区公民館 TEL:098-936-4457
		栄口屋外運動場		栄口区公民館 TEL:098-936-5992
		北前屋外運動場		北前区公民館 TEL:098-936-2423
		桑江総合運動場	ソフトボール 野球 サッカー等	
		宮城屋外運動場	グラウンドゴルフ等軽スポーツ	
有料公園施設	北谷公園	Agre(アグレ)フィールド北谷(陸上競技場)	陸上競技、サッカー	(一財)北谷地域振興センター TEL 098-936-0077
		Agre(アグレ)ソフトボールスタジアム北谷(ソフトボール場)	ソフトボール	
		Agre(アグレ)テニスコート北谷(庭球場)	テニス、ソフトテニス	
		Agre(アグレ)スタジアム北谷(野球場)	野球	
		Agre(アグレ)サブグラウンド北谷	ソフトボール、少年野球	
		Agre(アグレ)ドーム北谷	野球、サッカー等	
	砂辺馬場公園	ソフトボール場	ソフトボール	
	あしびな公園	庭球場	テニス、ソフトテニス	

4. スポーツ安全保険について

①加入のお問い合わせ先

インターネットで加入

「スポあんネット」のご利用ガイド、よくあるご質問等をご確認ください。	「スポあんねっと」で検索または下記URL https://www.sportsanzen.org/spoannet/		
ご不明な点はお電話でご照会ください。	[固定電話] (一部IP電話を除く) 0570-087109	[携帯電話等] 03-5510-0033	平日9:00~17:00

②資料のご請求

各資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページまたはお電話(☎ 0120-222-410)で受け付けております。
※平日9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。

スポーツ安全保険

検索

インターネットでもご請求できます！

5. AEDの使用方法について

1 AEDの使用方法

各団体で確認すること。普通救命講習 I を受講するとなお良い。

○参考: ニライ消防本部HP「応急手当講習会」関連ページ

<https://hijagawa.or.jp/nirai/training-kyumei.html>

※上記ページのリンク先から応急手当に関するweb講習用の動画を視聴することもできます。

2 AEDの場所(各学校)

別紙記載のとおり。

